

長野県松本児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する  
第三者評価  
**報告書**

(令和 7 年度 11 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# **一般社団法人 日本児童相談業務評価機関**

## **一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法**

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で長野県松本児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

### **●評価の方法**

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

#### **1 各所アンケート**

##### **・自己評価アンケート**

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### **・こどもアンケート**

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

#### **2 事前準備資料**

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

### 3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聞き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

## — 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法 .....	1
目次 .....	3
総評	
総評 .....	4
第Ⅰ部　こども本位の支援 .....	8
第Ⅱ部　一時保護施設の環境・運営体制 .....	11
第Ⅲ部　一時保護施設における支援 .....	14
第Ⅳ部　一時保護施設の管理運営 .....	16

## **総評**

(2025年9月4日(木)～5日(金) 実地調査実施分)

## 総評

### ＜評価できる点＞

- 2022年11月に行われた一時保護所第三者評価の趣旨を適切に受け止め、子どもの権利擁護を意識した日常生活の中での子どもへの対応、ルールの運用改善、施設整備、子どもの意見表明権保障の実現への努力と成果が、明らかに認められました。心からの敬意を表したいと思います。
- 県が作成した子どもの権利ノートには子どもの権利条約全文が掲載され、幼児、小学生、中学生それぞれの年齢段階に合わせて解説した版が作られていましたが、他に例を見ない力作だと思います。  
一時保護所運営指針や「一時保護所のしおり」などにも、「生まれてきてよかったね」「ひとりぼっちではないんだよ」「あなたの人生はあなたが選ぶ」という、J-Oschisが提案する子どもの権利保障の理念が、基盤として用いられていました。子どもの権利とは何か、子どもの権利を保障するとはどういうことかという視点から、常に職員の意識変革を促しているものと評価されます。
- 一時保護施設（以下「一保」といいます。）を利用している子どもたちが、入所前の先入観が破られ、一保の温かさ、明るさ、楽しさに驚いた、職員に何でも話せるし来てよかったとの感想を語っていました。乳幼児を児童養護施設等の一時保護専用施設等で一時保護し、一保は学齢児以上の保護に特化していること、比較的落ち着いた子どもたちが入所している時期であったこともあるとは思いますが、受け入れる職員の子どもに寄り添う姿勢や、職員間の良好な連携関係、やりがいのある業務環境の維持なしには実現できることはあることは間違いません。虐待や不適切養育から救出された子どもの安心できる居場所として機能していることは、一保の大きな財産であると思われます。
- 常勤職員と会計年度任用職員間の情報共有が、パソコンデータ、紙媒体、また朝会や職員会議でも丁寧になされており、子どもへの一貫した対応が可能になっていました。児童福祉司、児童心理司、栄養士、看護師など専門職との情報共有、日常的なカンファレンス、観察会議、研修、子どものグループワークへの参加等により、対等な関係によるチーム支援の体制が築かれていること、互いの専門領域に対する敬意が払われており、一保職員が誇りをもって業務にあたることのできる組織となっていると思います。
- 施設の古さに起因する諸課題の改善のため、新たな一保の施設が建設される計画が具体化されました。一時保護をされる子どもの権利保障が、目に見える形でさらに改善されることが期待されます。またこの機会に、日中の生活環境や居室等の整備、子どもたちが安心して生活できるような私物の保有、通信手段の用意、学習の原籍校とのオンライン参加、様々なスポーツ・レクリエーション活動に対応できる体育施設（体育館）の整備等、子どもの権利擁護のために、時代に合わせた整備をしていただきたいと思います。

### ＜取り組みを進めてほしい点＞

- 子どもの権利ノートを使って、子どもと職員が一緒に、ひとりひとりの子どもの権利侵害の事実に即して実践的に学ぶ機会を設け、権利回復、権利保障をめざす伴走支援に取り組むことを期待します。
- 子どもの意見を聞くための意見箱、アドボケイト、弁護士による聴取などの仕組みは整備されていましたが、子どもへのヒアリングでは、積極的に利用する意向は聞かれませんでした。そのため、使い勝手についての子どもの要望や感想を聞き、より子どもが使いやすい、使いたいと思う工夫を更に重ねていただきたいと思います。

- 一保への入所時の2日間の健康観察期間について、子どもたちが「隔離された」「怖かった」と感じているようです。その後の生活が予想外に楽しく、安心できるものと感じているゆえに、「観察期間との落差の大きさが、そう思われるかもしれない。」と話す子どももいました。初めて一保に入所した子どもにとっては、おとなへの信頼を獲得できるかどうかの大変な期間です。観察期間の短縮を検討するとともに、その間の職員の声掛けや、本・DVD等ひとりで過ごすためのツールの提供など、気配りをしてあげてほしいと願います。
- 個室の利用について、子どもの見守りを行う職員の配置ができないという理由から、普段は個室を施錠し、決められた時間以外での利用をするには、許可が必要であるという運用がなされています。子どもたちが自由に個室を利用し、心身の安定を保つことができるようすることは、一保への入所を必要とする子どもの権利回復のためにとても大切なことです。国の職員の配置基準は満たしていますが、施設が2階建ての構造であるため、子どもの安心と安全を見守るには現在の人員では不十分な状況です。一保に配置される児童心理司も欠員となっている状況でした。職員採用が困難であることは承知のうえで、それでもなお、子どもの権利保障のために、そしてその前提である職員の権利保障及び労働環境改善のために、職員の増員を検討いただきたいと思います。
- 新しい一保の施設が完成するまでには、まだ時間がかかりそうです。個室の窓格子や学習室の壁の撤去、温水洗浄機能付き便座の導入など、可能な範囲での居住環境の改善をはかることを期待します。
- 個室への私物の持ち込みやピアスの着用、スマートフォンなど通信手段の利用について制限を設ける場合には、その理由を明らかにし、「一時保護所のしおり」などに明記して、子どもたちがいつでも確認できるようにすることが望ましいです。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2024（令和6）年度の職員の平均年休取得は5日でした。一方、職員一人当たりの超過勤務は年間で約41時間、月平均3時間程度です。しかしこの状態は、「休めば他の職員に迷惑をかける」という意識で年休を取得していないように見えます。このことは、職員の自己抑制によって勤務ローテーションが成り立っていることを意味します。年間20日ある年休は職員の権利です。また前回の評価で指摘したように、職員の権利保障なくして子どもの権利擁護は担保できません。そのため、連続した5日間の休暇を年に2回とるなど、心身の休息やリフレッシュのためにも平均年間取得15日を目指しましょう。その分、職員の超勤が増えるかもしれません、職員の犠牲によって成り立つ勤務体制自体の変革のためには、積極的な年休取得を望みます。</li> <li>○ 生活支援に関する事柄の意思決定にあたり、本館職員（児童福祉司、児童心理司、保健師等）の意見が優先されがちな現状があるようです。児童福祉司や児童心理司、本館との連携においては、日々子どもたちとやり取りをしている一保職員が主体的に子どもたちの窓口となり、積極的に発言をして、生活支援についての意思決定の中心的存在となっていただきたいと思います。</li> </ul>

児童相談所 (一時保護施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護に積極的に取り組まれていますが、「子どもの権利ノート」や「一時保護所のしおり」について子どもと職員が共に実践的に学ぶ取り組みや、意見箱やアドボケイト、弁護士の活用に関して、子どもたちが積極的に活用しようという意向を持つことができるよう、子どもの意見を聞いて、さらに実効性ある取り組みが必要と思われます。</li> <li>○ ハード面において、改築計画以前に、当面のこととして改善が必要な点がいくつかありました。居室窓のアルミ格子や学習室の壁の撤去、部屋の施錠の見直し、温水洗浄機機能付き便座の導入等が必要と思われます。</li> <li>○ 子どもたちの生活環境について、特に少し殺風景な居室環境や不必要的施錠などが気になりました。どうすればより安心安全な環境になるのか、子どもたちの意見も踏まえ、検討していただきたいです。</li> <li>○ 一保職員（会計年度任用職員も含む）も含めた更なる子ども支援システムの構築を期待します。具体的には、現在係長のみが参加している援助方針会議に子ども担当職員が参加すること、子ども会議から係会議へ伝達し、その後相談判定課全体で共有し、さらには所全体の意思決定へ繋げること、全職員を対象として職員研修を行うこと等が挙げられます。</li> </ul>
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間を夜勤体制とし、必要な人員を配置することが必要です。</li> <li>○ 一保専任の正規の心理療法担当職員や保健師の配置が必要です。</li> <li>○ 今後の一保新築に向け、ユニット居室を要望しているとのことです。子どもの生活を小規模化することにより、生活を共にする職員は、必然的に現在より多数が必要になります。大幅な職員の増員を求めます。</li> <li>○ 一保内での子どもたちのケア充実のために、学習・レクリエーション用品、書籍等を適切に提供できるよう、それらに見合った予算配当を期待します。</li> <li>○ スポーツ活動について、夏は熱中症対策として、従来の活動時間が短縮され 30 分程度となりましたが、今後もこのような対策は求められると考えます。今後も安全に、十分な運動ができるように、また、子どもたちが満足のいくような様々なスポーツ活動に対応できるようにするため、体育館の整備が必要です。</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 松本一保では新たな「一時保護施設の設備及び運営基準」に則った職員配置が行われていました。しかし現地調査の結果では、個々の子どもに応じた個別支援を図るために、新基準では十分ではないと判断しました。一保での子どもの権利擁護を図るために、職員配置について、更なる増員が必要であると思われます。特にユニット施設での対応が出来るよう、正規職員の配置基準の大幅な変更を求めます。</li> <li>○ 熱中症対策、子どもの適切なスポーツ・レクリエーション活動に対応出来るような体育館の設置の義務化を求めます。</li> </ul>

## 第Ⅰ部 こども本位の支援

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ＜評価できる点＞

- 2022(令和4)年11月に行われた第三者評価の趣旨を適切に受け止め、日常生活の中で、子どもの権利擁護を意識した子どもへの対応やルールの運用改善、施設整備、子どもの意見表明権保障の実現への努力が顕著に認められました。
- 県が作成した「子どもの権利ノート」には子どもの権利条約全文が掲載され、幼児、小学生、中学生それぞれの年齢段階に合わせて解説した版が作られていましたが、他に例を見ない力作であると思います。権利の説明の仕方も、絶対に知っておいてほしいこと、知っておいてほしいこと、できれば知っておいてほしいことの3類型に分類されており、虐待を受けて社会的養護を受けることになる子どもたちに関わりの深い条文に注目できるように工夫していました。
- 「一時保護所のしおり」には、子どもの権利条約を踏まえた「4つの権利」を冒頭に明示したうえで「私の声」という意見表明の手続きについて具体的に記載されており、入所期間を通して、子どもの権利擁護に随時積極的に取り組んでいることについて、高く評価出来ます。  
今後はさらに、法改正に基づき、子ども自身が児童福祉審議会に申立ができるという点についても明記をしていただきたいところです。
- 「これから安心な生活のために」という冊子がありました。これまで書かれていた一保の紹介、規則説明のための文書とは異なり、一保にやってくる子どもが不適切養育や虐待を受けてきた子どもであるという点に着目し、子どもの立場に立って児童相談所・一時保護施設の役割を説明する、すぐれた取り組みと評価されます。前述の「一時保護所のしおり」と一体として用いられると、より意義深いものとなると思います。
- 「一時保護所の理念・基本方針」では、現場の職員が具体的に理解できる表現で、子どもの権利保障の理念が明確に掲げられています。常に職員の意識変革を促すものとして、折に触れて定期的に共有に努めていただきたいと願います。
- 利用している子どもたちが「入所前の先入観が破られ、一保の温かさ、明るさ、楽しさに驚いた」との表現をしていました。比較的落ち着いた子どもたちが入所している時期であったとは思いますが、受け入れる職員の子どもに寄り添う姿勢や、職員間の良好な連携関係の維持なしには実現できることはあることは、間違いません。虐待や不適切養育から救出された子どもの安心できる居場所として機能していることが窺われます。
- 児童心理司が日課の中でのグループワークを主催し、子どもたちだけでなく、一保職員も加わって実施されました。児童心理司と一保職員と同じ相談判定課職員として日常的に連携し、人員的にも助け合い、「心理グループワーク」（最終的に成果物として、子どもたちと職員が一緒に創作作品を仕上げる取り組みも含む）を実施することにより、不安を抱えた子どもたちに対して、丁寧なケアを行っていることは、大きなストレングスと言えます。  
生活を通じて、子どもたちの心理的なケアやエンパワメントを、おとなも一緒に体験する松本一保の取り組みは非常に貴重であり、全国の一保のモデル的取り組みとして高く評価します。

○ 援助方針会議の前に、係長が子ども全員に対して意向確認を行っているのも、意義ある取り組みです。子どもの意見聴取措置として児童福祉司も行っていると思われますが、子どもは相手によって、またその時々で意向や意見が違っています。その意味で、多重に、さまざまな職員による聞き取りは重要です。

○ 食後、子ども達でゲームをしようとしていた際に、食事がゆっくりでゲームに参加することが遅くなった子どもがいました。その時、子ども達自身が「〇ちゃんが来るまで待とう」と言い、穏やかに待っていました。誰も〇ちゃんを責める発言はありませんでした。このことは、子ども達自身が「自分が受け入れられ、ここが安全で安心できる場所」と感じているからだと推察します。子ども達が他児を許容できる気持ちになるように接している一保職員の日ごろの対応が垣間見れた瞬間でした。

#### ＜取り組みを進めてほしい点＞

○ 利用者である子どもたちが、せっかく作成した「子どもの権利ノート」をどのように読み、活用しているかという実践的な点における伴走の様子は、まだ見られませんでした。権利侵害の事実を踏まえ、権利回復をめざし、そして権利保障の真の意味を理解できるようになるには、時間がかかります。一保はその導入を行うべき場です。9月から権利ノートの活用についてのワークを導入するということでしたので、その成果を期待します。

○ 通信、面会の制限について、法に基づき行われている場合はやむを得ませんが、そうでない場合は一律に携帯電話の使用を禁止するということではなく、例えば子どもの希望があれば児童福祉司同席の場で親と電話で対話をする、というような工夫を検討していただきたいと思います。

○ 今回の子どもたちからの聞き取りでは、複数の子どもから入所当初の健康観察期間の個別対応について問題提起がありました。重要な訴えだと思います。また日常生活における制限に改善を求めたり、取り入れてほしいことを希望しても「一保では結論を出せない、決めることができない」という理由で拒否されてしまう、言っても仕方がないという声もありました。子どもの希望の中には、児童福祉司が保護者に確認したり、一保全体のルールにかかわる事も多いとは思いますが、結果として子どもの無力感につながっていると思います。難しい対応とは思われますが、そのような声があったことは、お伝えします。

○ アドボケイトが月に2回、弁護士が月1回訪問しているということですが、子どもにとってアドボケイトは「一緒に遊ぶ人」という位置づけになってしまっていたり、弁護士は傍で記録を取る人がいて、自由に話せないという受け止めの声もありました。

例えば、意見聴取・代弁を行うアドボケイト、関係者間の調整活動を行う弁護士というように、役割分担を検討して制度を有効に活用すること、またアドボケイトを写真つきで紹介し、次回面談日の予告をするなどの工夫もおすすめします。

○ 意見箱は「記名しなければならないから書きたくない」、「紙が1枚しかない」、「箱の入り口が大きいため他の子どもが引っ張り出して読むのではないかと不安だ」という声もありました。松本一保では既に様々な改善をされていていることと思われますが、利用する子どもたちの声に耳を傾けながら、更なる改善策を練ってみてはいかがでしょうか。

○ 子どもの声を受け止めるのは生活を共にしている一保職員が最適任であると思いますが、子どもたちにとっては、日々の生活の場で不満や意見を表明することが、なかなか難しいと感じている面もある様子が窺えました。他方で児童福祉司や児童心理司らは、一保職員が子どもの日常の様子を細やかに観察し、そこから見えてくる課題を報告してくれたり、親や教師にも伝えてくれていることがとてもありがたいと語っていました。

ケースワークについては担当児童福祉司と密に相談することができており、支援者間で上記のような評価を受けているということは、特筆すべきことだと思います。であるからこそ、子どもたちからも、一保職員が自分たちの声を聴いてくれる代弁者であるという信頼を得てほしいと願います。

○ 退所時アンケートをとて子どもの声を一保運営の改善の参考にしていることは評価できます。子ども同士の関係について尋ねる項目も入れると、さらに参考になると思われます。子どもどうしのいじめや嫌な思いしたことなど、退所時だからこそ言えることもあります。子どもどうしの関係性は職員からは見えづらいため、退所時に尋ねるのが一番効果的です。その際、「あなたは、～がありましたか」という問い合わせではなく、「ほかの子どもが、子どもどうしの関係で嫌な思いをしているかもしれませんと見たり聞いたりしたことありますか」という質問も加えることを提案します。

また、「一保がもっとよくなる（子どもが安心して楽しく生活する）ために、変えた方がいいことや新しく取り入れるべき取組みがありますか」という質問を追加してはいかがでしょうか。子どもインタビューで、「自分は満足しているけど、～と考える子がいるかもしれない」という発言があったためです。一保改善を子ども目線で考えるなら、積極的に子どもに意見を求めるのも一つの手段かと思います。

#### ＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持つる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	S
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	B
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
No.17	個別対応は適切に行っているか	B
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

## 第Ⅱ部 一時保護施設の環境・運営体制

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ＜評価できる点＞

- 今年4月に新たに導入した児相システムにより、情報共有を通じた連携がさらに円滑になったようです。しかし以前から、一保職員間や、一保と本館との間の情報共有はスムーズであり、お互いでの助け合いが行われていました。これは、長野県では福祉職や心理職の採用が長年行われ、管理職を含め専門職職員による組織運営が行われてきた結果かもしれませんと感じました。職員全体での朝会、一保職員の引継ぎ、観察会議でもスムーズな連携の様子が窺われました。
- 引継ぎ会議において、子どもの言動だけでなく、考えられる要因も含めて報告されており、行動観察に基づくアセスメントが行われていました。
- 一保職員と児童福祉司、児童心理司、栄養士・調理員、看護師などの専門職が、日常的なカンファレンス、観察会議、研修等により、対等な関係によるチーム支援の体制を築いていることが見て取れました。互いの専門領域に対する敬意（リスペクト）が払われており、一保職員が誇りをもって業務に当たることのできる組織運営が出来ていると思います。
- 所全体において、特にACE研究（逆境的小児期体験[Adverse Childhood Experiences : ACE]）が、大人になってからの心身の健康や社会活動に及ぼす影響を調べる研究）に基づく子どもたちのケアや職員への意識の浸透、職員間での連携等、常として適切な組織運営がなされていると思われました。また、社会人採用も積極的に取り入れ、更なる専門職集団としての運営を目指しておられます。

#### ＜取り組みを進めてほしい点＞

- 老朽化して限られた建物空間を上手く使い、子どもたちの生活環境を整えようとする努力は認めますが、どうしても圧迫感のある空間であるということは否めません。  
現在のリビングは食堂とレクリエーション空間として兼用されていますが、衛生環境や安全上課題もあるため、1階の空間の使用方法等をご検討いただき、特に子どもたちが寝転がができるような空間の確保（床仕様の変更等）をお願いしたいと思います。
- また、学習室三部屋を有効活用して学習支援員と複数の職員による丁寧で個別的な学習支援を行っていますが、大きな学習室の真ん中に壁があるため、学習活動に対して少なからず支障があります。したがって、個別支援、学年別・男女別等の集団活動等、さらに柔軟な学習活動・グループワーク活動を実施するために、スライド式の壁の設置等の工夫をされてはいかがでしょうか。
- 現在のリビングは天井が低く、室内では卓球以外のスポーツ活動は行えません。近年の酷暑と寒さの厳しい長野県では、屋外活動を長期間制限せざるをえません。これは閉鎖空間である一保で生活する子ども達のストレス発散を目的とした運動環境としては不十分です。現在、一保の建て替えが検討されているようですが、バドミントンやバレー、ボールが出来たり、バスケットボールのゲートを備えた体育施設（体育館）が必要と思われます。

- 居室環境について、無断外出防止や子どもたちの私物の管理等も考慮したこととは思いますが、窓にアルミ格子が設置されていたり、各居室及び居室棟入り口が施錠されていたりという構造になっていました。子どもたちが日中や夜間に恐怖感を持たず、安心して過ごせる空間にするために、子どもたちと職員との信頼関係の構築を踏まえて、これらの撤去等について早急に検討を行い、対処されることを期待します。
- 私物の持ち込みができるルールであるにもかかわらず、居室に私物が見当たらず、殺風景で少し殺伐とした印象を受けました。個室として使っているのですから、ぬいぐるみや角のない小物、ポスター及び読書用のミニ机など、新しく入所する子どもたちが最初から「自分の部屋（居場所）」として心を休めることのできる環境の提供を考えいただければと思います。
- 職員体制は法定人数を満たしていますが、それだけでは子ども一人ひとりに寄り添った支援には十分ではありません。例えば昼間、子どもが一人になりたいと申し出れば 2 階の居室で過ごせることになります。しかし職員は 1 階での日中活動に対応しなければならず、2 階で過ごす子どもの見守りに手が回らないという実情があり、子どもたちは、「申し出ることを我慢している」と、インタビューで答えていました。これも職員不足により、子どもが犠牲になっている例だと思います。職員も研修受講や年休取得に気を遣われているなど、ギリギリの人数で一保を運営している結果です。そのため、職員数の増加は必要でしょう。
- 一保における子どもたちの日常的なケアの更なる充実のために、現在欠員になっている一保専任の正規の心理療法担当職員の配置をしていただきたいと思います。
- 今後新築される一保における「ユニット居室棟」の運営を見越して、これからどのような日課の中で子どもたちの支援を行っていくのか（例えば夕食後はすぐに男女別のユニットに移動して、それぞれで就寝まで過ごす等）を職員間で共有し、子どもたちへの手厚い支援を実現するように、出来れば職員を倍増した体制作りが必要ではないでしょうか。
- 昼間と夜間の子どもたちの生活状況を継続して把握し、朝会に報告して支援に反映させるという仕組み自体は評価できますが、そのために前日の午後から翌日のお昼過ぎまで週 1 回の過重勤務を強いていることは、労働環境としては好ましくありません。職員体制と勤務体系の見直しも行っていただきたいと考えます。
- 研修は会計年度任用職員にも提供されていましたが、交代勤務であり子どもへの対応があるため、全員が参加することはできません。講義資料の閲覧等は行われていますが、録画して後日視聴するなど、職員全員が視覚的な研修も用いて、効果的に学習できる機会を提供するような工夫をされてはいかがでしょうか。
- 前述の「情報共有システム」をより充実していくために（他所からの受け入れ一保児童の情報共有等含む）、会計年度任用職員等も参加できるようパソコンの増設、Wi-Fi 環境の整備等を期待します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	A
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

### 第Ⅲ部 一時保護施設における支援

#### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ＜評価できる点＞

- 正規職員・会計年度任用職員関係なく常に顔の見える職員間の信頼関係の下、子どもたちの支援のために連携しているところは、子どもたちの「一保に来てよかったです」という安心感につながり非常に評価できる点だと思います。
- 月1回の子ども会議で子どもに希望メニューを聞き、栄養士ができるだけ早期に希望メニューを提供できるように取り組んでいます。さらに毎日の夕食の内容について、リビングにカフェ風の小さな看板を置いて手書きメニューを掲示し、毎日子ども達に知らせているのも、調理師たちの子どもたちへの思いが現れています。加えて給食職員の顔写真の掲示や、週に1回の調理実習等、子どもたちと一緒に食育環境を作りあげていることは大いに評価できます。
- いくつかのケースで、一保職員が家族や措置先の施設に対して直接子どもの様子を説明することで、好評を得ています。職員体制の問題ですべてのケースには対応できていませんが、一時保護中の子どもの様子を家族や施設に伝えられる機会が、今後一層増えることを期待します。
- 入所定員の少ない一保では、乳幼児と学齢児が一緒に生活しているところが大半です。その場合、学齢児が乳幼児に苛立ちを示したり、乳幼児が学齢児に威嚇されたりという状況も見られます。しかし松本一保では、乳幼児は一保ではなく児童養護施設等の一時保護専用施設等で保護が行われています。その結果、学齢児と乳幼児の分離が果たされ、年長児の威嚇に怯えることなく乳幼児が安心して生活できる対応がされていました。
- 長野県は管轄地域が広いにもかかわらず、調査訪問時には入所7名のうち2名に原籍校登校が行われていました。送迎を担う職員の負担はありますが、できるだけ子どもの意向を尊重しようとする姿勢が窺えました。また、学習支援員が観察会議に参加して学習時の様子を関係者と共有するなど、教育保障が行われていました。
- 午後の活動は月間スケジュールが決まっており、運営はその日の日勤者に任せられていますが、子ども達の要望も取り入れるなど、柔軟な対応が行われていました。そのレクリエーション時の子どもの楽しそうな様子、子どもどうしの自由な交流、職員も一緒になって楽しんでいる様子が窺えました。

#### ＜取り組みを進めてほしい点＞

- 現在の建物の構造上、重大事案の子どもの保護は難しい状況です。ただし、中央児童相談所の一時保護施設（以下「中央一保」といいます）にはそれに対応できる設備があるので、県として「重大事案の場合は中央一保で対応する」という方針を明確に決めてはいかがでしょうか。
- 現在の建物では、車いすの子どもの保護はできません。居室は2階ですがエレベーターがなく、トイレや風呂もバリアフリーではありません。すべての障がいへの対応は無理にしても、建て替えに際しては、障がいのある子どもを最大限受け入れることが可能な施設整備が望されます。
- 中庭でのスポーツ活動は短時間であればできますが、熱中症対策等の関係で限界もあり、子ども達からは不満の声もありました。そのため、近隣施設で野外活動を行うほか、例えば果物狩り、映画その他公共施設見学や体験等のメニューを増やしていただきたいと思います。
- 子どもインターでは、絵本や遊具についての不満がありました。その後の職員インターにおいて、本や備品の整備は職員が自発的な寄付で補っていることが判明しました。子ども達の要望をすべてかなえることはできません

が、今まで保護者の元で我慢を強いられてきた子ども達に対して、「自分の意見を言ってもいい。それを実現するように一緒に考える大人がいる」ことを子ども達に伝えるためには、「予算がないからそれはできない」という結果で、再度子ども達に「言っても無理」と思われない対応が必要です。そのため、子どもたちの年齢に合わせて、職員の寄付だけに頼らない絵本・漫画本、レク用品の更なる充実、その他日中に子どもたちが安心して過ごせるような環境を整備するために、所全体及び本課への予算要求を含めてお願ひします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
No.39	食事を適切に提供しているか	S
No.40	子どもの入浴は適切か	A
No.41	子どもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	子どもの睡眠は適切か	A
No.43	子どもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	子どもの教育・学習支援を適切に行っているか	S
No.45	無断外出を行う子どもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	子どもと子どもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中の子どもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	S
No.54	子どもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
No.58	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

## 第IV部 一時保護施設の管理運営

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### ＜評価できる点＞

- 安全計画は、法改正に係る新たな「一時保護施設の設備・運営に関する基準」に基づき適切に整備されており、特に感染症対策、熱中症対策等研修の実施も含めて、職員の共通認識がなされていました。
- 一保の看護師は、本館の保健師と連携してスムーズな感染症対応を行われています。また、健康に課題のある子どもの支援について、一保内での対応にとどまらず、看護師のストレングスを生かし、県全体の医療機関とも連携して広域的に運営していることを評価します。
- 今回の第三者評価を機に、今後も業務にかかる「自己評価」を所全体で取り組もうとしておられることは、定期的な業務運営の点検のためにとても評価できます。
- 年間の事業計画を策定し、どの職員も業務運営について具体的にイメージしやすいように共有されています。その中で研修体系がシステムティックに整備されており、TIC や被虐待児の支援、一保ガイドライン、ACEs、ストレングス等組み込まれていて、どの職員も参加できる状況であることは評価できます。

#### ＜取り組みを進めてほしい点＞

- 入所後 2 日間は健康観察期間として居室で生活し、集団には入れていません。子ども達はその必要性を理解しながら、「監獄のようだった」と不満を持っていました。1 時間ごとに職員が様子を見に来てくれるようですが「大丈夫」と答えていたそうです。何か要望や言いたいことがあるときに、尋ねれば職員は答えてくれるけれど、「尋ねられない子もいる」とも言っていました。

入所時における子どもたちの健康観察の期間であるということは理解できますが、入所時の 2 日間（健康管理職員が不在になる週末など、場合によってはそれ以上の期間）の「観察期間」については、あまりにも子どもたちから「恐怖」を覚えるとの意見があり、その後の一保での支援、職員との信頼関係にも影響しますので、観察期間のあり方・過ごし方について早急な見直しを願います。

なお、少しでも子どもたちが安心して過ごせるように、その健康観察期間用のファイルに、利用可能な本・DVD 等の物品についての案内文を入れてもよいかと思います。

- 私物の持ち込みは原則自由な運営が行われていますが、危険物等、当然に禁止する物もあります。しかし現状は持ち込み禁止物品については口頭での説明になっています。緊急保護も多い実態がありますが、保護後に家族に持ち込み物品を依頼する場合もあります。その際に、何が持ち込み可能であり、何が持ち込み禁止かを文書化して子どもに示すことが望ましいです。その点についての子どもの不満もありました。

そのため、入所前の子どもへの説明や入所後の子どもへの情報提供等、私物持ち込みの範囲を一保内で検討し、制限する場合には子ども達にその理由を示してはいかがでしょうか。

- 野外活動における「安全計画」は整理されています。ただし、子どもたちに加え、職員を守るという視点からも、外出時の安全確保については、施設入所や里親委託の場合も含めて、子どもの移送方法のあり方を検討していただきたいと思います。特にタクシーの利用なども選択肢に入れつつ、大幅な予算確保が必要ではありますが、ぜひ

前向きにご検討いただければ幸いです。

○ 一保が2階建てのため職員体制が1階と2階に分散されるということもあります、特に子どもたちの居室での生活にかかる安全対策について、夜間の水分補給や安全確認等が出来るような職員配置の見直しも含めて対応をお願いしたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	子どもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中の子どもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A